

質疑・回答書

告示番号	第63号	件 名	平成28年度下水道築造工事(原田中央幹線・その3)
No	質疑事項	回 答	
1	明細書第1号、代価表第1号 シールド機本体には、①工場組立、試運転、試験費 ②現地組立、運転指導員 ③設計費 ④諸経費 も含まれると考えてよいでしょうか。	含まれません。	
2	明細書第2号、代価表第2号 セグメントは、各諸経費の対象と考えてよいでしょうか。	質問のとおりです。	
3	内訳書第2号、明細書第97号 家屋事前調査業務は、各諸経費の対象と考えてよいでしょうか。	対象外です。	
4	内訳書第4号 仮設電力(基本料金)で、基本料金は関西電力の高圧電力BSの契約単価で、力率割引を考慮していると考えればよいでしょうか。	高圧電力BSにて積算しています。 力率割引については考慮していません。	

質疑・回答書

告示番号	第63号	件名	平成28年度下水道築造工事(原田中央幹線・その3)
No	質疑事項	回	答
5	内訳書第4号 仮設電力(基本料金)について、①シールド一次覆工、②二次覆工、③推進工(φ 2200)でのそれぞれの契約電力量と月数をご教示下さい。		内訳書4号については、 最大契約電力=169KW、25ヵ月を想定しています。
6	内訳書第5号 技術管理費は、各諸経費の対象と考えてよいでしょうか。		土の一軸圧縮試験は、現場管理費・一般管理費の経費対象、 六価クロム溶質試験は、現場管理費・一般管理費の経費対象外、 上記のとおりとしています。
7	阪急高架下の借地について 現在、原田中央幹線・その2工事で、発進立坑近くの阪急高架下を借地しております。その3工事でも引き続き借地できるのでしょうか？		受注業者にて、(株)阪急電鉄から借地していますので、 お答えすることができません。
8	荻の寺公園について 荻の寺公園内に、JV事務所を設置することは可能でしょうか。 また、公園の占用面積を広げることは可能でしょうか。		占用面積を広げることは不可能です。 占用面積内であれば事務所を設置することは可能です。